

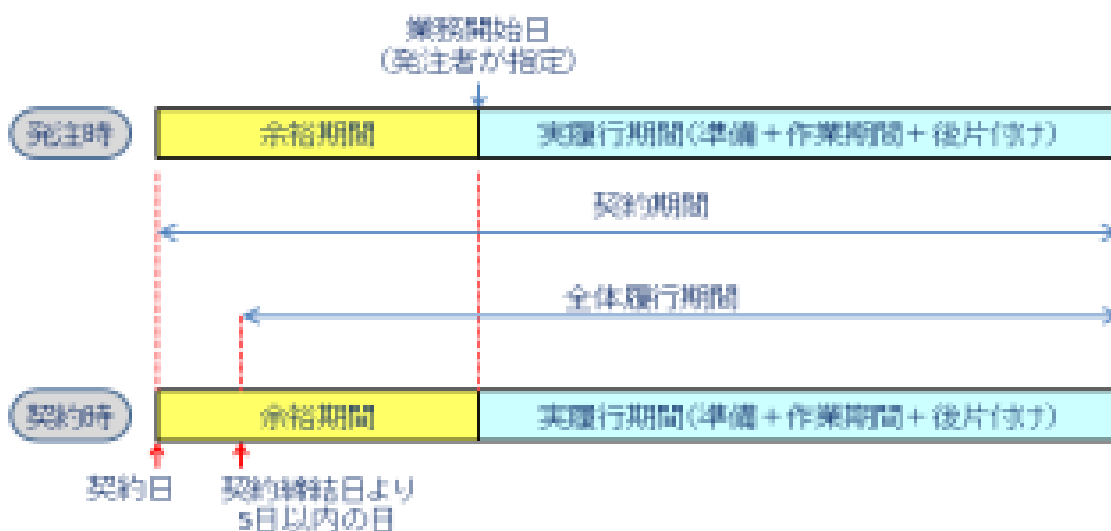
設計等委託業務における余裕期間制度 運用マニュアル

滋賀県土木交通部

本マニュアルは、「設計等委託業務における余裕期間制度実施要領」の運用について示したものである。

1. 各方式のイメージ 2条関連

1 発注者指定方式



2 任意着手方式



2. 対象委託業務 3条関連

下記の要件に該当する委託業務は対象外とする。

- (1) 余裕期間の設定により、全体事業計画に影響を及ぼす委託業務
- (2) 災害復旧等の緊急を要する委託業務
- (3) 余裕期間を設定することにより、委託業務の終期日が予定していた完了予定年度から変わる、または変わる恐れがある委託業務
- (4) 余裕期間を設定することにより、委託業務の開始日が契約年度の3月末日を越え、または越える恐れがある委託業務で、予算措置上、年度内に前払金を支払うこととしている場合。
- (5) 繰越が想定される委託業務
- (6) その他、余裕期間を設定することで事業への影響がある委託業務

3. 適用委託業務例と注意点 3条関連、4条関連

各方式において注意点と想定される適用例は以下のとおり。

発注時の余裕期間はおおむね30日以上となるように設定することを基本とする。

1 発注者指定方式

(1) 適用例

関連委託業務（前委託業務）の完了後でなければ着手できない委託業務や関係機関との調整等で着手時期が限定されている委託業務

(2) 注意点

特に業務開始日を指定する必要がある場合は、任意着手方式の採用を検討すること。

2 任意着手方式

(1) 適用例

後委託業務までの間に余裕がある委託業務。また、業務開始日を任意に設定することで他の委託業務の進捗に影響しない委託業務。

(2) 注意点

特に業務開始日を指定する必要がある場合は、任意着手方式を基本とする。

債務負担による委託業務で、予算措置上、年度内に前払金を支払うこととしている場合は、業務開始日の16日以前は前払い金を支払うことができないことから、開始期限日の設定に注意すること。

4. 余裕期間の明示 4条関連

特記仕様書に明示するものとし、記載例は以下のとおり。赤字部は公告時には削除する。

発注者指定方式の場合に記載

第●条 余裕期間制度

1. 本業務は、受注者の円滑な履行体制の確保を図るため、事前に業務資機材、担当技術者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から業務開始日の前日までの

期間)を設定した業務である。取り扱いについては、[滋賀県ホームページ掲載の「設計等委託業務における余裕期間制度実施要領\(令和2年2月\)\(滋賀県\)」](#)および「設計等委託業務における余裕期間制度 運用マニュアル(令和3年2月)(滋賀県土木交通部)」に基づくものとする。

[滋賀県ホームページ](#)

[滋賀県>事業者の方>入札・売却・指定管理>公共工事>記事一覧「余裕期間制度について」](#)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/kouzi/>

2. 余裕期間内は、社内における担当技術者の選定等の準備を行うことができるが、監督職員との打ち合わせ、現地踏査等、業務の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
3. テクリスへ登録する技術者の従事期間は、実履行期間の範囲で従事する期間を登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)
4. 受注者は業務の開始日の前日までに管理技術者等を定め、所定の様式により報告するものとする。
5. 実履行期間：令和■■年■■月■■日から令和●●年●●月●●日まで

↑※発注者が指定する業務の始期および終期を記載。

(余裕期間：契約締結日から令和▲▲年▲▲月▲▲日まで期間、業務開始日：令和■■年■■月■■日)

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の開始日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

任意着手方式の場合に記載

第●条 余裕期間制度

1. 本業務は、受注者の円滑な履行体制の確保を図るため、事前に業務資機材、担当技術者確保等の準備を行うことができる余裕期間(契約締結日から業務開始日の前日までの期間)を設定した業務である。取り扱いについては、[滋賀県ホームページ掲載の「設計等委託業務における余裕期間制度実施要領\(令和2年2月\)\(滋賀県\)」](#)および「設計等委託業務における余裕期間制度 運用マニュアル(令和3年2月)(滋賀県土木交通部)」に基づくものとする。

[滋賀県ホームページ](#)

[滋賀県>事業者の方>入札・売却・指定管理>公共工事>記事一覧「余裕期間制度について」](#)

<https://www.pref.shiga.lg.jp/zigyousya/nyusatsubaikyaku/kouzi/>

2. 余裕期間内は、社内における担当技術者の選定等の準備を行うことができるが、監督職員との打ち合わせ、現地踏査等、業務の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
3. テクリスへ登録する技術者の従事期間は、実履行期間の範囲で従事する期間を登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)
4. 受注者は業務の開始日の前日までに管理技術者等を定め、所定の様式により報告するものとする。
5. 実履行期間：業務の開始日から●●●日間

↑※発注者が指定する実履行期間を記載。

(ただし、令和■■年■■月■■日（業務開始期限日）までに業務を開始すること)

↑※業務を開始しなければならない最終日を記載

契約締結後において、業務開始日の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、履行期間に係る契約を変更することにより、業務開始日の変更をすることができる。

なお、低入札価格調査等により、上記の業務の開始日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

5. 開始日、工期延期の考え方 4条関連

1 開始日

(1) 発注者指定方式はあらかじめ定めた余裕期間、業務開始日が契約条件となっているため、原則として変更しない。

余裕期間内に受注者の準備が整った場合でも業務開始はできない。



(2) 任意着手方式は業務開始期限日までの間で、受注者が業務開始日を定めた場合、業務開始日の 14 日前までに監督職員と協議の上で契約変更を行うことで余裕期間の変更が可能。

ただし、余裕期間が変更されても、実履行期間は変更されない。



2 工期延期等

- (1) 委託業務内容の変更等の事由により履行期間の延期が必要となった場合は、変更契約することで、延期が可能となる。延期日数は発注者の積み上げた日数を原則とする。
- (2) 余裕期間内は原則として、業務の一時中止を通知することはできない。
- (3) 余裕期間内は原則として、履行期間の短縮を請求できない。

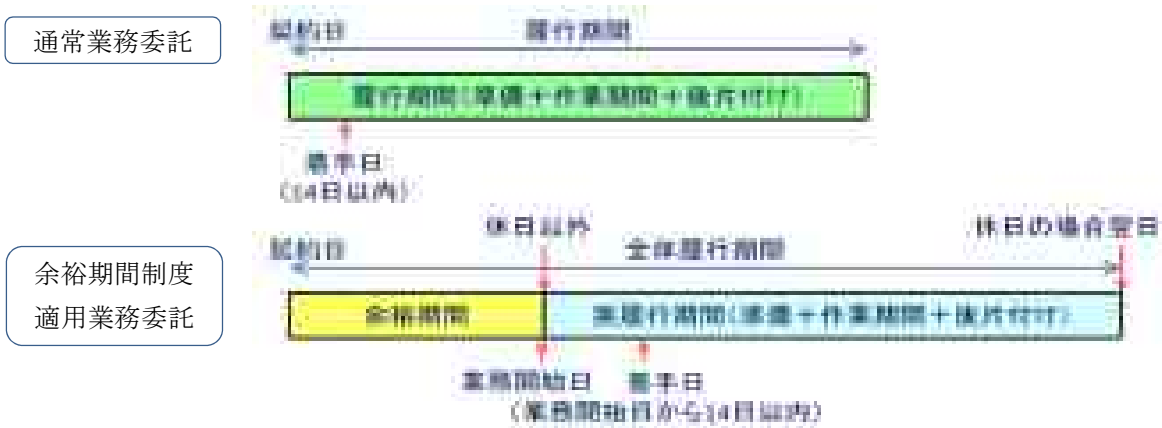
3 積算に用いる工期

交通誘導警備員や賃料などの積算は、実履行期間に基づき行い余裕期間は考慮しない。

なお、実履行期間は、業務を実施する上で必要となる期間であり、余裕期間を設けない場合の契約期間と同義のものであり、算定にあたっては設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書(参考資料)「履行期間の算定」等を参考に適切に設定するものとする。また、準備、後片付け期間、関係機関協議等に要する期間、年末年始(6日間)、夏季休暇(3日間)および、その他業務履行上必要な日数については別途加算する。

6. 受注者による開始日等の設定 5条関連

- (1) 休日（滋賀県の休日を定める条例（平成元年3月30日条例第10号）第1条第1項に規定する県の休日をいう。）を業務開始日に指定することはできない。
- (2) 任意着手方式の業務開始日は、契約日までに発注者に所定の様式により通知する。
通知は書面の提出を基本とするが、電子メールによる PDF 形式での提出やファクシミリによる電送での提出も可能である。
- (3) 業務開始日から14日以内に業務着手しなければならない。
- (4) 契約日までに開始日の通知の無い場合は、通常の業務と同じく契約後14日以内に業務着手する。
- (5) 業務開始日の指定により定まる業務の終期日が、休日となる場合は、翌日を業務の終期日とする。
- (6) 余裕期間内は原則として、履行期間の延長を請求はできない。



7. 余裕期間中の制限 6条、7条、8条関連

		受注者（元請・下請）
契約行為	資機材手配・契約	○※
	担当技術者手配	○※
	再委託先の選定	○※
	管理技術者の重複業務数の確認	行わない
業務準備作業等	看板等の設置	×
	起工測量（草刈り含む）	×
	資機材等の現場搬入	×
	現場内の立入	△

余裕期間中の現場管理については、発注者の責任により行うため現場内の立会等は発注者の了解を得る必要があります。

また、業務着手とみなされる行為を行うことはできません。

※受注者の責により行う。

9. 技術者の確認、重複 6条関連

通常の委託業務では契約日において管理技術者の重複業務数の確認を行うが、余裕期間制度適用の委託業務では業務開始日において、重複業務数の確認を行う。

競争参加資格として求めた技術者についても業務開始日において技術者を配置しなければならない。

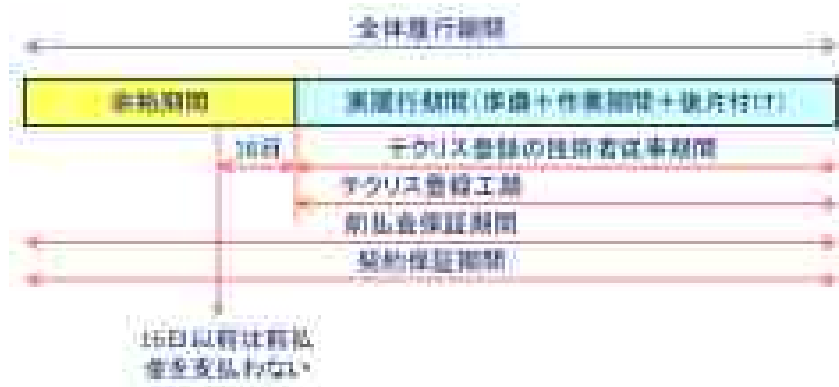


10. 契約事務等 11条関連

1 テクリス（TECRIS）への登録は、**業務開始日後** 10日以内までに行うものとする。テクリスに登録する履行期間および技術者の従事期間は実履行期間で登録を行うものとする。

なお、余裕期間制度の対象業務であることを明確にするため、業務概要において『余裕期間制度適用業務』と記載する。

- 前払い金の請求は、業務開始日の16日以前は支払わない。
- 契約保証にかかる期間は全体履行期間とする。



11. 提出書類の取扱い 11条関連

- 工程表を契約締結後14日以内に設計図書に基づいて提出するものとし、工程表に記載する工期は実履行期間とする。
- 着手届書は業務に着手しようとするときに提出するものとする。

- (3) 業務開始日前までに管理技術者等および照査技術者を定め、所定の様式により報告するものとする。
- (5) 業務開始日から 14 日以内に業務計画書を提出するものとする。
- (6) 余裕期間においては履行報告を要しない。
- (7) その他提出書類へ記載する履行期間は実履行期間とする。

12. 成績評定について

委託成績評定考査項目における業務期間、履行期間は実履行期間と読み替え、評定を行う。

13. その他

本マニュアルは令和 2 年 2 月 1 日より適用する。
本マニュアルは令和 3 年 3 月 1 日より運用する。